

令和8年度

業務設計書（公示用）

業務名：国庫補助事業 四ツ峰トンネルほか1施設定期点検業務

令和8年（2026年）6月

札幌市 建設局 土木部

業務説明書

1. 概要

本業務は、四ツ峰トンネルほか1施設について、道路法施行規則第4条の5の6に基づき点検を行い、状態を把握するとともに、点検結果に基づく健全性の診断を行うものである。

2. 場所 札幌市南区

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和9年3月12日までとする。

4. 図面 なし

5. 仕様書 特記仕様書による

6. 特記仕様書 別添のとおり。

()	業務名	国庫補助事業 四ツ峰トンネルほか1施設定期点検業務
-----	-----	---------------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消 費 税 相 当 額	

国庫補助事業 四ツ峰トンネルほか1施設定期点検業務

特記仕様書

令和8年（2026年）6月

札幌市 建設局 土木部 道路維持課

1 業務名

国庫補助事業 四ツ峰トンネルほか1施設定期点検業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日まで

3 場所

位置図（別紙1）のとおり

4 対象施設

令和8年度対象施設一覧表（別紙2）のとおり

5 目的

本業務は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて、対象施設の定期点検を行い、点検結果に基づく健全性を診断し、評価を行うことを目的とする。

6 基準

以下の基準等に基づき役務を進めることとする。

- (1) 道路トンネル定期点検要領 国土交通省 道路局 国道技術課
- (2) 道路トンネル定期点検要領（技術的助言）国土交通省 道路局
- (3) 道路トンネル定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）国土交通省 道路局
- (4) 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】
- (5) 道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】

7 業務内容

(1) 計画準備

① 計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

② 資料収集整理

業務計画書及び詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

③ 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状等の発生状況を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段について現場を調査して記録（写真撮影を含む）する。

④ 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

(2) 状態の把握（点検）

道路トンネル定期点検要領に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物等の取付状況を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診、応急措置等を含む）にて行う。

変状や異常がある場合には、マーキング等により位置を明確にし、点検調書に記録すること。

また、必要に応じてボルトのゆるみの再締め付けや落下する可能性のある部材等の撤去を行う。うき・はく離箇所は、応急措置としてハンマー等を用いてたたき落としを行う。特に、出入口部の銘板取付部やその周辺、防護柵等の付属施設取付部など、損傷・老朽化が利用者被害に繋がる恐れのある箇所については重点的に行うこと。

(3) 健全性の診断

状態の把握結果及びこれまでの定期点検の結果及び既往の資料等に基づき、部材の重要性や損傷の進行状況、現場条件などを総合的に評価し、道路トンネルの性能に関する技術的な評価を行う。トンネル本体工の変状を外力、材質劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断の区分の提案を行う。

上記の結果を基に、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回の点検・診断までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を発注者に提案するものとする。

附属物等の取付状態に対する判定（以下、異常判定）は、定期点検を行う者が現地にて判定区分を用いて行う。

変状毎及び覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状及び附属物の取付状態も考慮し、対象トンネルの健全性の診断の区分を発注者に提案するものとする。なお、健全性の診断の区分については、変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断の区分の提案を行い、道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合を想定している。

(4) 報告書等の作成

① 報告書の作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。

② 定期点検記録様式の作成

状態の把握（点検）および健全性の診断をもとに定期点検記録様式を全国道路施設点検データベースよりダウンロードのうえ作成し記録するものとする。また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

(5) 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時・中間（2回）・成果品納入時の計4回とする。

8 配置技術者の資格

(1) 主任技術者

主任技術者とは、契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行う者をいう。主任技術者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。

なお、技術士又は国土交通省登録技術者資格を有する場合は、点検員及び診断員を兼務できる。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設 - トンネル）
- ・技術士（建設部門：トンネル）
- ・RCCM（トンネル）
- ・国土交通省登録技術者資格

※「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（国土交通省告示第1107号）」に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。なお、対象資格は以下のとおりとする。

業務	施設分野
点検	トンネル
診断	

(2) 点検員

点検員とは、点検を実施・管理し、損傷程度の評価を行う者をいう。点検員は、8(1)のうち、技術士又は国土交通省登録技術者資格を有するものとする。なお、診断に必要な資格を有する場合は、診断員を兼務できる。

(3) 診断員

診断員とは、点検結果等から損傷原因の推定等を行い、健全性の診断を行う者をいう。診断員は、8(1)のうち、技術士又は国土交通省登録技術者資格を有するものとする。なお、点検に必要な資格を有する場合は、点検員を兼務できる。

(4) 業務履行体制及び保有資格の確認

業務計画書の履行体制に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。また、資格要件の確認を行うため、保有資格について業務計画書に記載すること。

9 関係機関協議

本業務における関係機関協議は以下を想定している。関係機関が本業務と関連して業務委託をしている場合は、同じ機関として扱う。なお、協議にあたり必要な資料作成についても行うこと。

No	関係機関
1	北海道札幌方面南警察署

10 成果品

(1) 定期点検の報告書作成

報告書は以下のとおりとする。これらを電子記憶媒体に保存したものを、2部ずつ提出すること。

No	内容	規格	詳細
1	診断調書（77条調査データ） ・道路トンネル定期点検要領（技術的助言）の定期点検記録様式（様式1）から（様式3）まで	A4、PDF、Excel、CADデータ（P21、DWG）	点検結果を基に健全性の診断を行い記録したもので、全国点検道路施設点検データベースに登録するもの
2	点検調書 ・道路トンネル定期点検要領の定期点検記録様式（様式A-1）から（様式G）まで	A4、PDF、Excel、CADデータ（P21、DWG）	近接目視等により橋梁の状態を把握し記録したもの。
3	打合せ簿	A4、PDF、Word等	打合せ簿及びその打合せで利用した資料
4	関係機関との協議資料	A4、PDF、Word等	関係機関との協議内容を整理したものや申請資料など
5	その他	A4、PDF、Word等	業務で作成した資料及び担当者が必要と定めたもの。業務計画書や実施計画書、安全管理資料、交通規制、新技術等使用計画書及び報告書、点検状況写真など

(2) 保存フォルダ名

電子納品における調書については、フォルダ名及びファイル名を下記のとおり指定する。数字は全て半角、カッコは全角とする。指定以外のファイルは、わかりやすい名称で保存すること。

【第1階層】

フォルダ名
【報告書】業務名

【第2階層】

01定期点検結果には、施設毎にフォルダを作成（施設No_施設名）し、診断調書（77条調査データ）及び点検調書のファイルを保存すること。

フォルダ名	
01定期点検結果	03関係機関との協議資料
02打合せ簿	04その他

【第3階層】

- ・診断調書（77条調査データ）のファイル名を指定する。

ファイル名
診断調書（77条調査データ）_施設No_施設名.xlsx
診断調書（77条調査データ）_施設No_施設名.pdf

- ・点検調書のファイル名を指定する。

ファイル名
点検調書_施設No_施設名.xlsx
点検調書_施設No_施設名.pdf
トンネル全体変状展開図_施設No_施設名.p21など

- (3) 全国点検道路施設点検データベース（XROAD）の登録

作成した診断調書（77条調査データ）は、完了検査までにXROADに登録し、不備が無いか確認の上、担当職員から承認を得ること。

受託者は、XROADへのアップロードにあたり利用規約に基づく登録を行い、必要なデータを登録することとする。

<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>

11 安全管理

(1) 保安施設

交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また交通誘導警備員の配備及び保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行い安全管理に努めること。

(2) 交通誘導警備員

市街地（人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に関わる現地踏査を行う場合には、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	検定合格証明書（写し）

ア 交通誘導警備員の配置に当たっては、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。

イ 交通誘導警備員としての資格等を確認出来る資料を提出すること。

ウ 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html

12 新技術等の活用

受託者は、本業務に活用可能な新技術等を選定し、委託者へ協議すること。新技術等を活用することで、従来方法と比較して記録作業の省力化及び高度化を図ることやコスト・工程の縮減並びに安全性の向上を図ることを目的とする。

なお、下記の対象施設については、新技術等の活用を原則とする。当該施設は、走行型画像計測技術による画像計測やレーザー計測により、画像からひび割れ、漏水、うき、剥離等の変状を抽出し、レーザー等解析を行い、トンネル断面の変形を評価することを想定している。過去に外力による変状が見られたことから、過去の調査データと比較することにより変状の進行性を解析し、報告するものとする。

No	対象施設
1	四ツ峰トンネル

(1) 新技術等の活用

新技術等とは、「NETIS新技術情報提供システム」に登録されているものまたは「点検支援技術性能カタログ（国土交通省）」に掲載されている技術を原則とする。ただし、上記と同等かそれ以上に効果的・効率的であることが受託者及び委託者の間で確認できる技術であれば活用しても良い。なお、全ての部位への活用を原則とするものではなく、点新技術等によらない方法と併用することなども含め、委託者と協議のうえ効率的な活用を行うこと。

(参考1) NETIS 新技術情報提供システム

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/>

(参考2) 点検支援技術 性能カタログ（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

(2) 新技術等の活用に関する計画及び報告

協議を行うにあたり、新技術等使用計画を作成し、委託者の合意を得ること。また、使用計画に対する実施事項について委託者に結果を報告するものとする。なお、使用計画の作成及び結果報告は、「新技術利用のガイドライン（案）平成31年2月 国土交通省」を参考とする。

(参考) 新技術利用のガイドライン（案）

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo5_1.pdf

(3) 新技術等の活用に関する費用

設計変更の対象とする。

13 貸与資料

対象施設の前回の定期点検の成果品を貸与する。貸与資料は履行期間中に返却すること。

なお、その他業務に必要なものがあれば、担当職員と協議の上貸与する。

14 個人情報取扱

個人情報の取扱いについては、別添特記事項によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

15 環境への配慮

(1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、

アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

16 留意事項

- (1) 現地踏査の結果を踏まえて、数量を精査し相違がある場合は、事前に担当職員と協議すること。
- (2) 本業務において点検及び調査を実施するにあたり、沿道住民及び道路利用者より苦情・意見等があったときは、受託者において丁寧かつ適切に対応するものとし、直ちに業務担当者に報告すること。
- (3) 本業務において、緊急の対策が必要とされる損傷（健全性IV相当）が発見された場合は、速やかに業務担当者に報告し、指示を得ること。
- (4) 現地踏査や詳細調査の必要性など、追加検討・調査等の必要性が生じた場合は、直ちに担当職員と協議すること。追加検討・調査等については、先送りすることなく、本業務内で完了させなければならない。
- (5) 調査時間は、周辺環境及び交通量等を勘案し、原則昼間作業にて実施する。ただし、周辺環境及び交通量等により調査時間が昼間以外になる場合は、業務担当者と協議のうえ、指示を得ること。
- (6) 交通規制を行うにあたって、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また、保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行ない安全管理に努めること。
- (7) 身分証明書について、受託者は、土地の所有者、そのほか関係人からの請求があったときは、身分証明書を掲示するものとする。なお、交付された身分証明書を逸失しないように厳重に管理すること。
- (8) 受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (9) 過去の点検で確認されている損傷がある場合には、その進行の程度を確認し、記録すること。また写真撮影の際は前回点検と同様のアングル（定点写真）にて撮影を行い、損傷の進行を比較できるようにすること。
- (10) 本業務における点検結果及び成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
- (11) その他本業務に疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。

位置図

(別紙1)



令和8年度 対象施設一覧表

(別紙2)

No	施設ID	分類	施設緒元									直近の点検結果		修繕履歴
			施設名	路線名	所在	延長(m)	幅員(m)	建設年度(西暦)	緊急輸送道路指定	代替路線の有無	グループ	点検		
												年度	区分	
1	43.01812,141.13618	トンネル	四ツ峰トンネル	主要道道小樽定山溪線	南区	1487.4	8.75	1985	二次	有	①	R3	II	R8
2	42.98321,141.15170	トンネル	白井トンネル	主要道道小樽定山溪線	南区	809.2	8.75	1982	二次	有	①	R3	II	R3

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約（再委託）先の名称
- (2) 下請契約（再委託）する理由
- (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
- (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
- (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受注者(受託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者(委託者)に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者(委託者)の指示に従わなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者(委託者)その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者(委託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 発注者(委託者)は、受注者(受託者)が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事(業務)の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者(受託者)は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者(委託者)に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者(受託者)の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことよって発注者(委託者)に対する損害を発生させた場合は、受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

...(総括保護管理者).....

...(保護管理者).....

...基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック).....

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	